

「チャレンジ自然体験及び自然体験活動リーダー養成講座企画・運營業務」に係る公募型企画競争を実施するので、下記のとおり告示する。

令和 6 年 1 月 26 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 担当部局

〒006-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 S T V 北 2 条ビル 4 階
札幌市教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進課 野外教育担当
電話 011-211-3872

2 契約に関する事項

(1) 業務名

チャレンジ自然体験及び自然体験活動リーダー養成講座企画・運營業務

(2) 業務内容

「提案説明書」及び「仕様書」のとおり

※なお、当該業務内容は公募開始時点の予定であり、今後、本企画競争における提案内容やその後の協議により、変更する場合がある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 21 日（金）まで

(4) 契約に至るまでの流れ

ア 企画競争参加者の募集

イ 企画提案書等の受付

ウ 実施委員会による審査（参加資格の審査・企画提案の審査等）

エ 上記ウの審査で、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定

オ 上記エの契約候補者と所定の手続きを経て、札幌市と随意契約

なお、企画競争への応募方法及び提出書類の詳細については、「提案説明書」による。

3 参加資格

応募者は、次の要件の全てを満たすものとする。

(1) 札幌市内に活動拠点（本社又は営業所等）を有し、札幌市内で事業を実施することができること。

(2) 本業務の履行に際しては、業務の管理及び統括を行う者（統括責任者）1 名の配置が可能であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。

- (4) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）のうち、「一般サービス業」の登録事業者であること。
- (5) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日付財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (8) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。

4 提案説明書等の交付方法

令和6年1月29日（月）から、札幌市公式ホームページにて公開する。